

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	第5回さいたま市立与野本町小学校複合施設 運営支援協議会
2 会議の開催日時	令和5年11月24日(金曜日) 午前10時から午前11時
3 会議の開催場所	さいたま市立与野本町小学校 地域交流室
4 出席者名	関根委員、望月委員、松本委員、小笠原委員、 三角委員、藤代委員、渡邊委員、後藤委員、 竹澤委員(代理出席)、石川委員、椿委員、 森委員
5 欠席者名	なし
6 議題及び公開又は非公開 の別	(議題) (1) 花壇の植え替え用花苗等の配布及び花植 えの日程について (2) 地域サロンの利用について (公開又は非公開の別) 公開
7 非公開の理由	
8 傍聴者の数	0人
9 審議した内容	(1) 花壇の植え替え用花苗等の配布及び花 植えの日程について (2) 地域サロンの利用について
10 問合せ先	教育委員会事務局 生涯学習部 博物館 電話番号：048-644-2322
11 その他	

第5回さいたま市立与野本町小学校複合施設運営支援協議会

日時：令和5年11月24日（金）

午前10時から

次 第

1 開 会

2 議 題

- ・花壇の植え替え用花苗等の配布及び花植えの日程について
- ・地域サロンの利用について

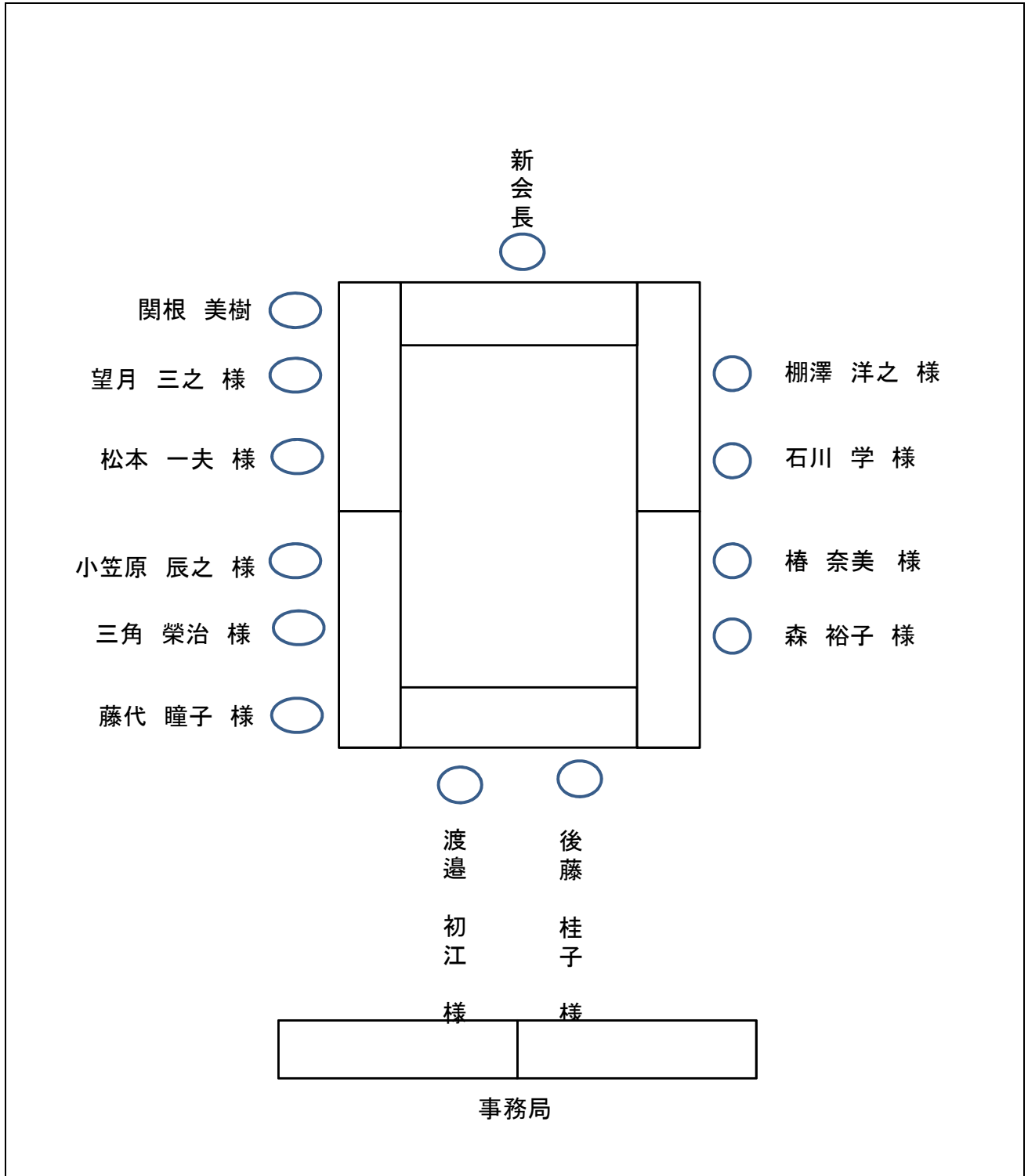
3 その他

4 閉 会

(配布資料)

- ・次第
- ・名簿
- ・席次表
- ・運営支援協議会設置要綱
- ・資料1 「市民花壇秋の植え替え用花苗等配布について（通知）」
- ・資料2 地域サロン揭示（案）

さいたま市立与野本町小学校複合施設運営支援協議会 席次表



【管理番号:5-16】

【団体名:与野本町小学校複合施設運営支援協議会】

資料1]
第5回運営支援協議会
令和5年11月24日

都みみ第1394号
令和5年10月10日

さいたま市花いっぱい運動推進会
花壇活動団体 代表者 様

さいたま市みどり推進課長

市民花壇秋の植え替え用花苗等配布について(通知)

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
さて、本年度秋季市民花壇の植替えにつきまして、花苗等の配布を
下記のとおり行いますので、植替え作業を実施していただきますようお願い
いたします。

記

1 配布期間

令和5年10月20日(金)~11月23日(木)の期間でご検討ください。

2 納入業者

【業者名】 ㈱浦和植物園	【連絡先】 048-873-3015
【連絡可能時間】 9時~17時	【定休日】 毎週月曜日
★定休日は電話対応・花苗納品のいずれもお受けできません。	

- ①上記業者に電話連絡の上、納品日時及び納入場所等を調整してください。
※電話の際は、本通知左上の「管理番号」及び「団体名」を教えてください。
- ②納入時間は「午前9時以降」でお願いします(土曜・日曜の納品も可能です)。
- ③花苗と併せて化成肥料を配布しますのでお受け取りください(指定花壇に納品)。化成肥料は、1団体につき1袋です。
- ④お受け取りの際は、数量の確認のため本通知を納入業者にご提示ください。

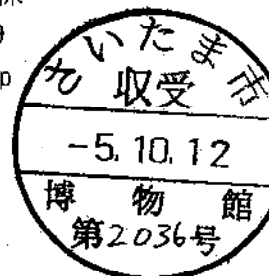
3 配布内容

花壇名	合計	パンジー	ピオラ	クリサンセマム	葉ボタン	化成肥料
与野本町小学校複合 施設敷地内	90		50	20	20	1袋

4 その他

- ・花苗納入時に、納入業者と花苗数を確認の上、納入伝票に確認サインをお願いします。
- ・代表者の連絡先を納入業者にお伝えしますので、変更がある場合は速やかにみどり推進課へご報告ください。

【問い合わせ先】 さいたま市みどり推進課 総務・緑化推進係
TEL:829-1423 FAX:829-1979
メール:midori-suishin@city.saitama.lg.jp
担当:清水



地域サロン掲示文言の案
(イメージは別紙を参照)

●以下のとおり

地域サロン利用のご案内

- ・地域サロンは、誰でも自由に利用ができます。
- ・「いーよの」及び与野本町小学校などが地域サロンを活用したイベント等を実施する場合は、あらかじめ掲示等にてお知らせします。
- ・地域サロンは皆さんで利用する場所です。長時間利用することはお控えください。(1回あたり2時間程度まででお願いいたします。)
- ・個人の利用として電気コンセントを使用することはお控えください。

与野本町小学校複合施設「いーよの」

地域サロン利用のご案内

- 地域サロンは、誰でも自由に利用ができます。
- 「いーよの」施設及び与野本町小学校などが地域サロンを活用したイベントを実施する場合は、あらかじめ掲示等にてお知らせします。
- 地域サロンは皆さんで利用する場所です。長時間利用することはお控えください（1回あたり2時間程度でお願いいたします）。
- 個人の利用として電気コンセントを使用することはお控えください。



与野本町小学校複合施設「いーよの」

地域サロン利用のご案内

- 地域サロンは、誰でも自由に利用ができます。
- 「いーよの」施設及び与野本町小学校などが地域サロンを活用したイベントを実施する場合は、あらかじめ掲示等にてお知らせします。
- 地域サロンは皆さんで利用する場所です。長時間利用することはお控えください（1回あたり2時間程度でお願いいたします）。
- 個人の利用として電気コンセントを使用することはお控えください。



与野本町小学校複合施設「いーよの」

さいたま市立与野本町小学校複合施設運営支援協議会設置要綱

(令和2年4月21日 財政部長決裁)

(趣旨)

第1条 さいたま市立与野本町小学校複合施設（以下「複合施設」という。）の運営に当たり、共用部の利用及び管理に必要な事項についての意見を聴取し、複合施設の運営へ反映することを目的に、さいたま市立与野本町小学校複合施設運営支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 地域サロンの利用に関する事。
- (2) 憩いの庭の利用、花壇の管理に関する事。
- (3) その他共用部の利用に関して必要と認められる事項

(組織等)

第3条 協議会は、委員15人程度をもって組織し、委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 自治会、市民団体その他の関係団体の関係者
 - (2) 公募による市民
 - (3) 複合施設の運営に携わる民間事業者の役員又は職員
 - (4) 市職員
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員は、自ら協議会の会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、子育て支援課、幼児・放課後児童課又は博物館が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市立与野本町小学校複合施設運営支援協議会 出席者名簿

(任期:令和5年9月1日から令和8年8月31日まで)

項番	氏名	所属	役職
1	セキネ ミキ 関根 美樹	与野本町小学校PTA副会長	
2	モチツキ ミツユキ 望月 三之	与野本町駅周辺地区まちづくり推進協議会長	
3	マツモト カズオ 松本 一夫	花いっぱい運動推進会中央支部	
4	オガサワラ タツユキ 小笠原 辰之	大和町自治会	
5	ミスマ エイジ 三角 榮治	上峰自治会	
6	フジシロ トウコ 藤代 瞳子	一般公募	
7	ワタナベ ハツエ 渡邊 初江	一般公募	
8	ゴウ ケイコ 後藤 桂子	与野本町児童センター館長	
9	タケザワ ユキオ 竹澤 幸雄	さいたま市子育て支援課長	
10	イシカワ マナブ 石川 学	さいたま市幼児・放課後児童課長	
11	ツバキ ナミ 椿 奈美	さいたま市博物館長	
12	モリ ユウコ 森 裕子	さいたま市立与野本町小学校長	